

消防広第 103 号
令和 7 年 3 月 27 日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び緊急消防援助隊に係る受援計画
について

本年 3 月 26 日に改正した緊急消防援助隊の応援等の要請及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱の改正に伴い、「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画について」(令和 2 年 3 月 30 日付け消防広第 88 号)、「緊急消防援助隊に係る都道府県の受援計画について」(令和元年 10 月 28 日付け消防広第 152 号)、「緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画について」(令和元年 10 月 28 日付け消防広第 151 号)の応援等実施計画作成例及び受援計画作成例について別添のとおり見直しを行いました。

貴職におかれましては、各都道府県の応援等実施計画及び受援計画、消防本部の受援計画について、別添の内容を参考とし、地域の実情に応じた実践的な計画となるよう必要に応じて見直しを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 主な見直し内容

- (1) 新設された部隊の編成
- (2) 要綱の改正に伴う所要の見直し

2 添付資料

- 別添 1 応援等実施計画作成例
- 別添 2 都道府県の受援計画作成例
- 別添 3 消防本部の受援計画作成例

【問い合わせ先】消防庁広域応援室
鈴木理事官・平井係長・望月・小出・林
電話 : 03-5253-7569
E-mail : kouiki-kikaku@soumu.go.jp

緊急消防援助隊〇〇都道府県応援等実施計画 目次

下線部：令和2年3月30日通知時点から見直している箇所

第1章 総則

第2章 〇〇都道府県大隊等の編成

第3章 〇〇都道府県大隊等の出動

第4章 現場活動

第5章 後方支援活動

第6章 活動終了

第7章 活動報告等

第8章 その他

資料等

別表第1 用語の定義

別表第2 〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

別表第3 関係機関連絡先

別表第4 〇〇都道府県の登録隊

別表第5 〇〇都道府県大隊の標準的な隊編成【地震】

別表第6 〇〇都道府県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】

別表第7 〇〇都道府県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】

別表第8 〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

別表第9 〇〇消防本部NBC災害即応部隊の編成

別表第10 〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊の編成

別表第11 〇〇都道府県安全管理部隊の編成

別表第12 地震時等の出動等に係る取決め

別表第13 集結場所

別表第14 〇〇都道府県大隊無線通信運用体制

別表第15 〇〇都道府県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

別紙第1 〇〇都道府県大隊・各部隊指揮体制

別紙第2 公務従事車両証明書

・・・省略

運用要綱別記様式1 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

・・・省略

運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報）

・・・省略

要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

・・・省略

要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告

・・・省略

要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

・・・省略

要請要綱別記様式3-4 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）

・・・省略

要請要綱別記様式5-1 緊急消防援助隊活動報告書

・・・省略

要請要綱別記様式 5 - 2 緊急消防援助隊出動状況表

・・・省略

緊急消防援助隊〇〇都道府県応援等実施計画

令和〇年〇月〇日 消第〇〇号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、〇〇都道府県大隊、〇〇都道府県統合機動部隊、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、〇〇消防本部NBC災害即応部隊、〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊統括救急隊（以下「〇〇都道府県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、〇〇都道府県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、〇〇消防本部とする。
- 2 代表消防機関代行は、〇〇消防本部とする。
 - 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 〇〇都道府県大隊等の編成

(県内ブロック)

- 第3 〇〇都道府県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。
- 2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 出動に係る連絡及び調整
 - (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
 - (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

- 第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
 - (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
 - (3) 都道府県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、幹事消防本部を経由して行う。
 - (4) 各消防本部から都道府県に対して連絡を行う場合は、原則として幹事消防本部、代表消防機関を経由して行う。

(5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(〇〇都道府県大隊等の編成)

第5 〇〇都道府県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における〇〇都道府県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における〇〇都道府県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における〇〇都道府県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、都道府県単位とし、「〇〇都道府県大隊」と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「〇〇都道府県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は〇〇都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、都道府県（又はブロック）単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、〇〇消防本部の職員（又は幹事消防本部の職員）の内から〇〇都道府県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 11 NBC災害即応部隊は、別表第9のとおり編成し、「〇〇消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、〇〇消防本部NBC災害即応部隊長は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 12 土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊長は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 13 安全管理部隊は別表11のとおり編成し、「〇〇都道府県安全管理部隊」と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県安全管理部隊長は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 14 救急特別編成部隊統括救急隊は、必要に応じて指揮隊又は救急小隊をもって編成し、「〇〇都

道府県救急特別編成部隊」と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県救急特別編成部隊長は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 〇〇都道府県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。

3 〇〇都道府県大隊長は、当該都道府県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

4 〇〇都道府県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、〇〇都道府県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該都道府県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

5 〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 〇〇消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 〇〇都道府県安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、〇〇都道府県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 〇〇都道府県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第7 要請要綱別表A及びアクションプランに基づき、地震等の発生後、〇〇都道府県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第12のとおりとする。

(都道府県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第8 別表第12に定める地震等が発生し、〇〇都道府県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、都道府県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 都道府県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を

報告するものとする。ただし、都道府県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、都道府県に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から〇〇都道府県大隊又は〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、都道府県及び各消防本部は次のとおりに対応するものとする。

(1) 都道府県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、都道府県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 都道府県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前2項の場合のほか、消防庁から〇〇都道府県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、都道府県及び各消防本部は次のとおりに対応するものとする。

(1) 都道府県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 都道府県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 消防庁から〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、都道府県及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおりに対応するものとする。

(1) 都道府県は、事前に計画された隊（別表第8）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 都道府県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第8）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

5 消防庁から〇〇都道府県安全管理部隊の出動可能隊数報告及び出動準備依頼があった場合、都道府県及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおりに対応するものとする。

(1) 都道府県は、事前に計画された隊（別表第 11）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2 - 2 により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 都道府県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第 11）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

6 都道府県は、消防庁から〇〇都道府県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式 2 - 2 により出動可能隊数を報告するものとする。

(集結場所)

第 9 集結場所は、別表第 13 のとおりとする。

※大隊が第一次・第二次編成陸上隊に分かれて出動する都道府県の場合

(都道府県大隊及び統合機動部隊の出動)

第 10 都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式 3 - 1 又は同様式 3 - 4 により〇〇都道府県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 又は別表第 6 に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 〇〇都道府県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね 1 時間以内に出動するものとする。

(2) 第一次編成陸上隊は、〇〇都道府県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね〇時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね〇時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(4) 代表消防機関は、別表第 13 に基づき第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

(5) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、〇〇都道府県統合機動部隊及び〇〇都道府県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

※大隊がブロック単位で出動する都道府県の場合

(都道府県大隊及び統合機動部隊の出動)

第 10 都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 又は同様式 3-4 により〇〇都道府県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 又は別表第 6 に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 〇〇都道府県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね 1 時間以内に出動するものとする。

(2) 各ブロックの陸上隊は、〇〇都道府県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね〇時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(3) 幹事消防本部は、別表第 13 に基づき属するブロックの陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、ブロック構成消防本部、都道府県及び代表消防機関に対して連絡するものとする。

(4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、〇〇都道府県統合機動部隊及び〇〇都道府県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

(その他の部隊の出動)

第 11 都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第 13 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

2 〇〇市長は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により〇〇消防本部 N B C 災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後 30 分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

3 都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた〇〇都道府県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第 13 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

4 都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により〇〇都道府県安全管理部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長

に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた〇〇都道府県安全管理部隊は、別表第 13 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

第 12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、都道府県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第 10 第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を經由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 24 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。
- 6 アクションプランが適用された場合には、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させるものとする。

(〇〇都道府県大隊等の出動隊数の報告)

第 13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

- 2 都道府県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、幹事消防本部を經由して都道府県及び代表消防機関に対して報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 15 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について都道府県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第 16 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長（以下「都道府県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 都道府県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) ○○都道府県大隊等の活動地域及び任務
- (3) ○○都道府県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中であることを申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上であることを申し出て、別紙第 2 「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、都道府県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第 18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 都道府県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長等(NBC災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該都道府県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 都道府県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 都道府県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する都道府県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は、都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(〇〇都道府県大隊本部の設置)

第21 〇〇都道府県大隊長は、〇〇都道府県大隊長を本部長とする〇〇都道府県大隊本部を設置するものとする。

2 〇〇都道府県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

~~3 〇〇都道府県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。~~

3-4 ○○都道府県大隊長は、被害状況及び○○都道府県大隊の活動を記録（動画及び静止面によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

（活動時における無線通信運用及び情報収集）

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第14のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、○○都道府県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）

第23 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。

2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第15のとおりとする。

（日報）

第24 都道府県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

第25 ○○都道府県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、○○消防本部の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、○○消防本部の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、都道府県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、○○都道府県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

(2) ○○都道府県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) ○○都道府県大隊等の隊数及び人員数の集計

(4) ○○都道府県大隊等の活動記録の集約

(5) 各消防本部に対する○○都道府県大隊等の活動状況に関する情報提供

(6) ○○都道府県大隊等に対する災害に関する情報提供

(7) 必要な資機材等の手配及び提供

(8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

- (9) 後方支援に係る都道府県との調整
- (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第26 後方支援中隊は、〇〇都道府県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(相互協力)

第27 都道府県及び各消防本部は、〇〇都道府県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6章 活動終了

(〇〇都道府県大隊等の引揚げ)

第28 〇〇都道府県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

- 2 〇〇都道府県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1) 〇〇都道府県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、都道府県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

- 2 都道府県は、都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 都道府県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8章 その他

(指揮支援実施計画)

第31 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。

2 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第32 航空部隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(水上中隊の応援等)

第33 水上中隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(事前準備)

第34 各消防本部は、〇〇都道府県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 都道府県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
7	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
8	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
9	長官	消防庁長官をいう。	
10	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	要請要綱第2条(10)
11	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
12	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
13	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
14	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
15	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第15条
16	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び安全管理部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第24条(1)
17	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	要請要綱第2条(17)
18	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(8)
19	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
20	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
21	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	要請要綱第2条(4)
22	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
23	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2

24	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第28条
25	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
26	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
27	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
28	情報統括支援隊長	指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(6)
29	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第31条
30	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
31	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
32	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
33	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
34	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
35	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
36	安全管理部隊	被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節6
37	救急特別編成部隊	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動が必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節7
38	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

39	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
40	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
41	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
42	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
43	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)又は出動準備に時間を要する一部の小隊(後方支援小隊等)により構成される。	
44	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
45	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
46	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(22)

〇〇都道府県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】

※大隊が第一次・第二次編成陸上隊に分かれて出動する都道府県の例

〇〇年 月 日現在

この表は、標準的な〇〇都道府県大隊（風水害）の編成及び携行資機材の割当てであり、要請内容や被災地の状況等に応じて出動車両及び携行資機材を変更・調整する。

消防本部名	(兼)都道府県大隊 指揮隊 統合機動部隊 指揮隊	都道府県大隊 指揮隊	安全管理部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳										合計										
						津波・大規模風水害対策車	小型救助車	救助先行車	水難救助車	資機材搬送車	支援車II型	〇〇市消防本部の人員輸送車に乗り合わせ	△△市消防本部の人員輸送車に乗り合わせ	××市消防本部の人員輸送車に乗り合わせ	救急小隊		後方支援小隊	燃料補給車	通信支援小隊	特殊装備小隊	内訳	内訳	内訳			
〇〇市消防本部	1			2	2	(1)	(1)							1	2								9			
△△市消防本部				1	1	(1)																	2			
××市消防本部					1	(1)																	1			
小計	1			3	4	(3)	(1)							1	2							(1)	(1)	1	12	
第一次編成陸上隊	Aブロック	〇〇市消防本部	1	1	1	4				(1)	(3)			1	1	(1)					2	(1)	(1)		10	
		●●消防組合				1					(1)															1
	Bブロック	△△市消防本部		1		4				(1)		(3)		1	2		(1)				1		(1)			9
		□□消防組合				2					(2)															2
	Cブロック	××市消防本部		1		3				(1)		(2)		1	1		(1)									6
		▼▼広域消防				2					(2)															2
	小計																									
	第二次編成陸上隊	Aブロック	〇〇市消防本部												2		(2)									2
			●●消防組合																							
		Bブロック	△△市消防本部												1		(1)									
□□消防組合																										
Cブロック		××市消防本部												1	(1)											1
	▼▼広域消防																									
小計																										
大隊合計																										

個人装備品	水害・土砂災害資機材共通				水害用資機材 ※1				土砂災害用資機材									
	救命胴衣(要救助者用)	投光器(現場活動用)	発電機(現場活動用)	指揮隊用テント・机等	高機能救命ボート	ゴムボート(船外機有)	ゴムボート(手こぎ)	水上オートバイ	潜水器具一式	救助用支柱器具等 一式	チェーンソー(根切り)	チェーンソー	スコップ	ゾンデ棒	てみ	パール	のこぎり	
※ 救命胴衣、胴長靴、ゴム手袋等の個人が装着する装備品は各消防本部で持参	1	1	1			1	1			1	1							
	1	1								1	1							
	1	1																
	3	3	1			1	1			2	2							
	1	1				1	1						20	10				
																5	3	
						1	1						20	10				
	2	1				1										5	3	
								1					20	10				
	2	1					2									5	3	

※1 活動が土砂災害に限定される場合、水害用資機材は持参しない。
 ※2 画像探索機、地中音響探知機、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等

〇〇都道府県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】

※大隊が第一次・第二次編成陸上隊に分かれて出動する都道府県の例

〇〇年 月 日現在

- ・ 国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊が出動するものとする。
- ・ 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。

消防本部名	後方支援車両							後方支援資機材										備考				
	拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	支援車Ⅱ型	人員輸送車	支援車Ⅲ型	機動連絡車	支援車Ⅳ型	燃料補給車	大型除染システム搭載車												
統合機動部隊	〇〇市消防本部																					
	△△市消防本部																					
	××市消防本部																					
	小計																					
第一次編成陸上隊	Aブロック	〇〇市消防本部																				
	Bブロック	△△市消防本部																				
	Cブロック	××市消防本部																				
小計																						
第二次編成陸上隊	Aブロック	〇〇市消防本部																				
	Bブロック	△△市消防本部																				
	Cブロック	××市消防本部																				
小計																						
大隊合計																						
特別編成陸上隊	Aブロック	〇〇市消防本部																				
	Bブロック	△△市消防本部																				
	Cブロック	××市消防本部																				
特別編成陸上隊 合計																						

〇〇都道府県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】

※大隊がブロックに分かれて出動する都道府県の例

〇〇年 月 日現在

この表は、標準的な〇〇都道府県大隊（風水害）の編成及び携行資機材の割当てであり、要請内容や被災地の状況等に応じて出動車両及び携行資機材を変更・調整する。

消防本部名	(兼)都道府県大隊 指揮隊 統合機動部隊 指揮隊	都道府県大隊 指揮隊	安全管理部部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳										救助小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	内訳				合計																
						津波・大規模風水害対策車	小型救助車	救助先行車	水難救助車	資機材搬送車	支援車II型	〇〇市消防本部の 人員輸送車に乗り合わせ △△市消防本部の	××市消防本部の 人員輸送車に乗り合わせ	人員輸送車に乗り合わせ	燃料補給車						機動連絡車	支援車III型	人員輸送車	支援車II型		資機材搬送車	支援車I型	拠点機能形成車	（震災対応特殊車両小隊） 震災工作車	（震災対応特殊車両小隊） 重機及び重機搬送車	（震災対応特殊車両小隊） 中型水陸両用車及び搬送車	（その他の特殊装備小隊） 中型水陸両用車及び搬送車									
																																	救助工作車								
〇〇市消防本部	1			2	2	(1)	(1)															(1)	(1)																	9	
△△市消防本部				1	1	(1)																																		2	
××市消防本部					1	(1)																																		1	
小計	1			3	4	(3)	(1)															(1)	(1)		1														12		
各ブロックの陸上隊	Aブロック	〇〇市消防本部	1	1	1	4					(1)	(3)					1	1	(1)																					10	
		●●消防組合				1						(1)																													1
		△△市消防本部	1			4						(1)	(3)					1	2	(1)		(1)																			9
	□□消防組合				2						(2)																													2	
	××市消防本部	1			3						(1)	(2)					1	1	(1)																						6
	▼▼広域消防				2						(2)																													2	
小計																																									
大隊合計																																									

個人装備品	水害・土砂災害資機材共通				水害用資機材 ※1							土砂災害用資機材																												
	救命胴衣(要救助者用)	投光器(現場活動用)	発電機(現場活動用)	指揮隊用テント・机等	高機能救命ボート	ゴムボート(船外機有)	ゴムボート(手こぎ)	水上オートバイ	潜水器具一式	救助用支柱器具等 一式	チェンソー(根切り)	チェンソー	スコップ	ゾンデ棒	てみ	パール	のこぎり																							
※救命胴衣、胴長靴、ゴム手袋等の個人が装着する装備品は各消防本部で持参	1	1	1			1	1			1	1																													
※救命胴衣の予備があれば要救助者用に持参	1	1																																						
	1	1																																						
	3	3	1							2	2																													
	1	1																																						
	2	1																																						
	2	1																																						

※1 活動が土砂災害に限定される場合、水害用資機材は持参しない。
 ※2 画像探索機、地中音響探知機、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等

地震等の出動等に係る取決め

地震災害時に出動等の対象となる事象(アクションプラン適用災害は除く。)

災害発生都道府県	隊種別	災害種別							
		地震						大津波警報	
		最大震度7		最大震度6強 (東京都特別区6弱)		最大震度6弱 (政令市等5強)		大津波警報	
複数県	単県	複数県	単県	複数県	単県	複数県	単県		
A県、B県、C県、D県 (〇〇都道府県大隊が第1次出動都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	迅速出動 ※1		(準備)	(準備)	(準備)		(準備)	
	大隊 安全管理部隊			(準備)					
E県、F県、G県、H県、I県、J県 (〇〇都道府県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	迅速出動	(準備)	(準備)		(準備)		(準備)	
	大隊 安全管理部隊	※1		(準備)					

※1 出動準備を含む。

<参考>表の見方(地震災害時に出動等の対象となる事象)
 ・地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は震央管轄都道府県、震央が海域の場合は最大震度都道府県で読む。
 ・地震時の「複数県」・「単県」の判断は、震度6弱(政令市等については震度5強)以上を観測した都道府県の数で行う。
 (例1) A県で震度7、E県で震度5強(E県内の政令市:震度5強)を観測 → 最大震度7・複数県 の上段(第1次出動都道府県大隊)の欄を確認する。
 (例2) E県で震度7、A県で震度6強を観測 → 最大震度7・複数県 の下段(出動準備都道府県大隊)の欄を確認する。

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	集結場所 担当消防本部	広域進出拠点	進出拠点	海路進出前拠点
<東海地震> ・発生した地震の震央地名が、東海地震の想定震源域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により、強化地域8都県中2都県以上について、震度6強(政令指定都市については震度6弱)以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・東海地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	第一次応援	S県	〇〇自動車道上り 〇〇PA	〇〇消防本部		〇〇PA	
<首都直下地震> ・東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合 ・首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援						
<南海トラフ地震> ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	被害確認後	東海地方 で被害大 近畿地方 で被害大 四国地方 で被害大 九州地方 で被害大				※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。	
<日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震> ・発生した地震の震央地名が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県の内いずれの地域においても震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。)の内いずれの地域においても、大津波警報が発表された場合 ・発生した地震の震央地名が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県の内いずれの地域においても、大津波警報が発表された場合 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	北海道 で被害大 東北地方 で被害大				※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。	※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。

集結場所

〇〇 年 月 日現在

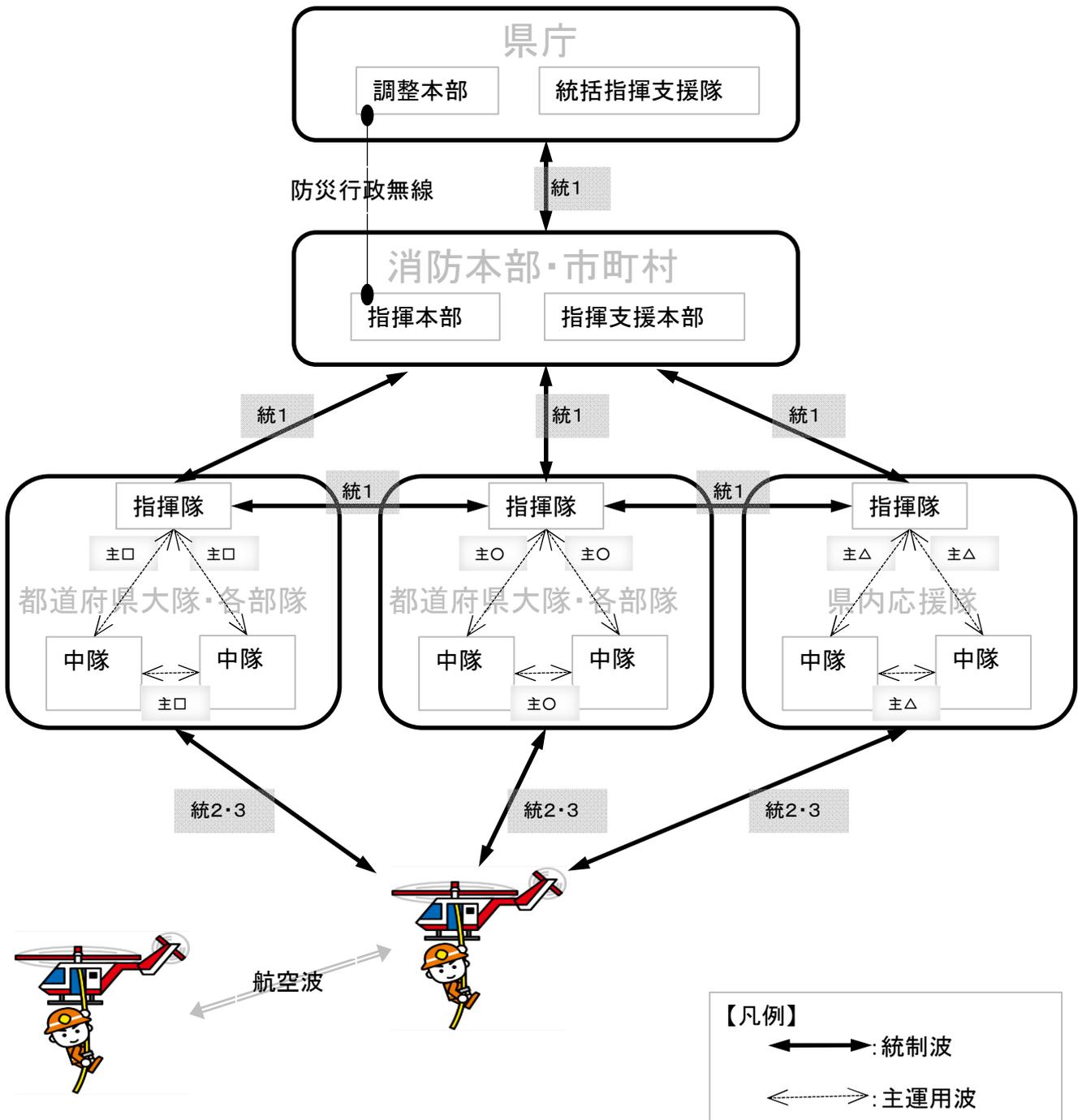
応援先都道府県 (地方・方面)	集結場所	集結場所 担当消防本部	備考
A県	〇〇SA 〇〇自動車道上り		
〇〇地方 (B県、C県、D県)			
〇〇県より以東			

〇〇都道府県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 応援都道府県大隊本部 応援都道府県各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
応援都道府県各隊間	主運用波○ ※自都道府県に指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

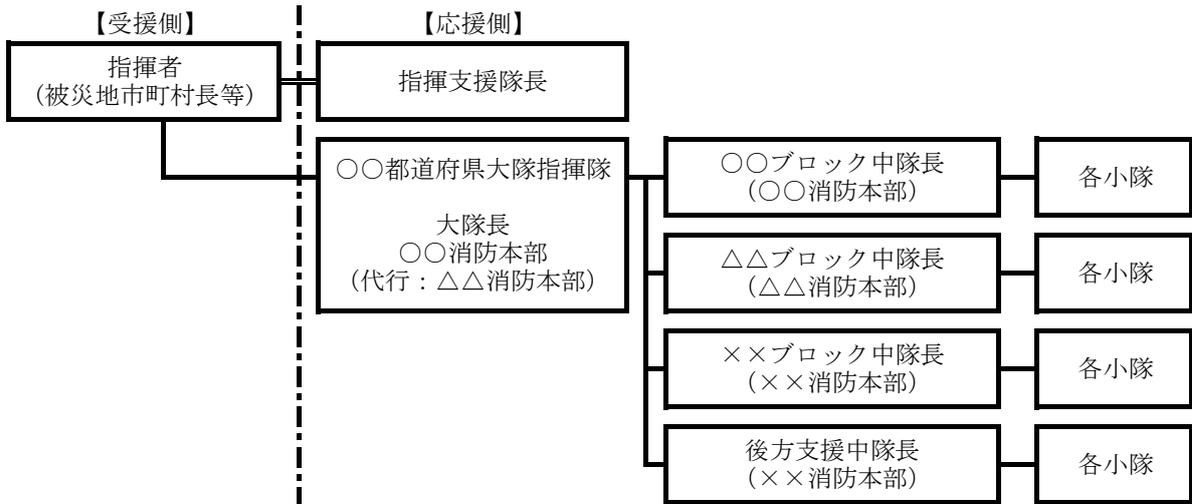
無線運用イメージ図



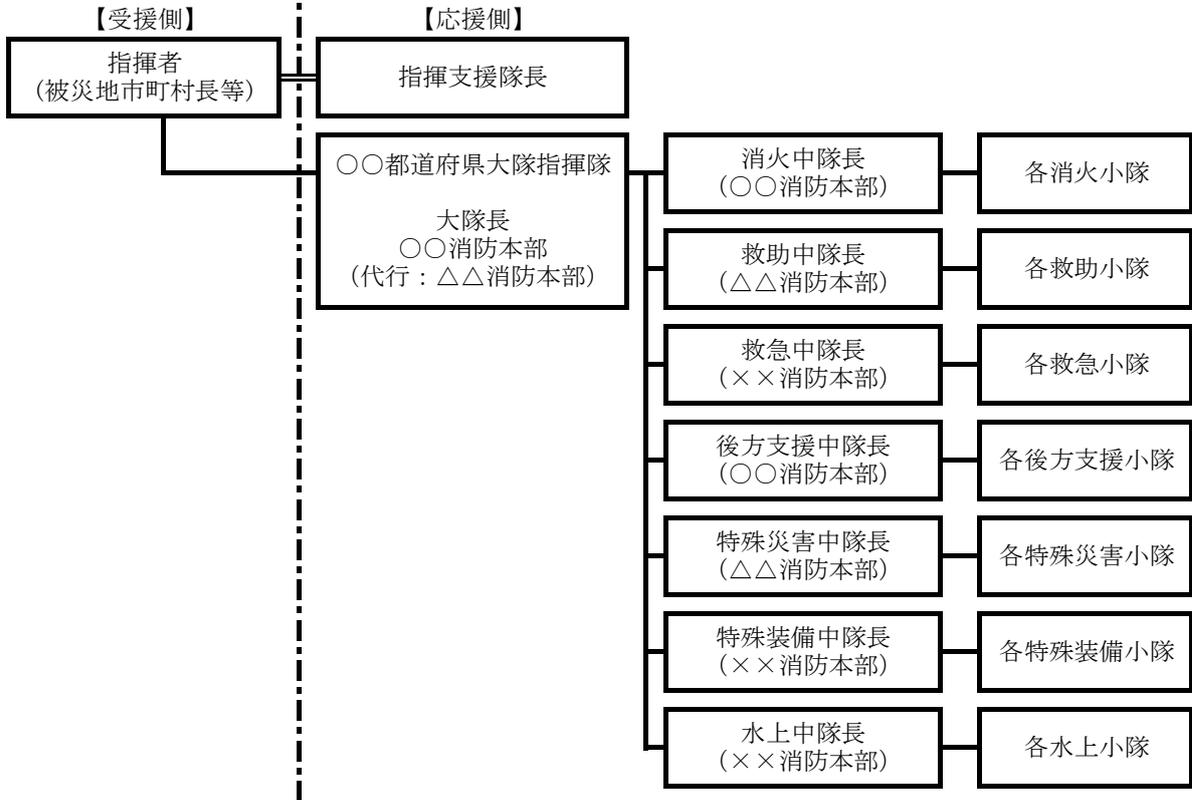
〇〇都道府県大隊・各部隊指揮体制

1 都道府県大隊

(1) ブロック別による指揮体制

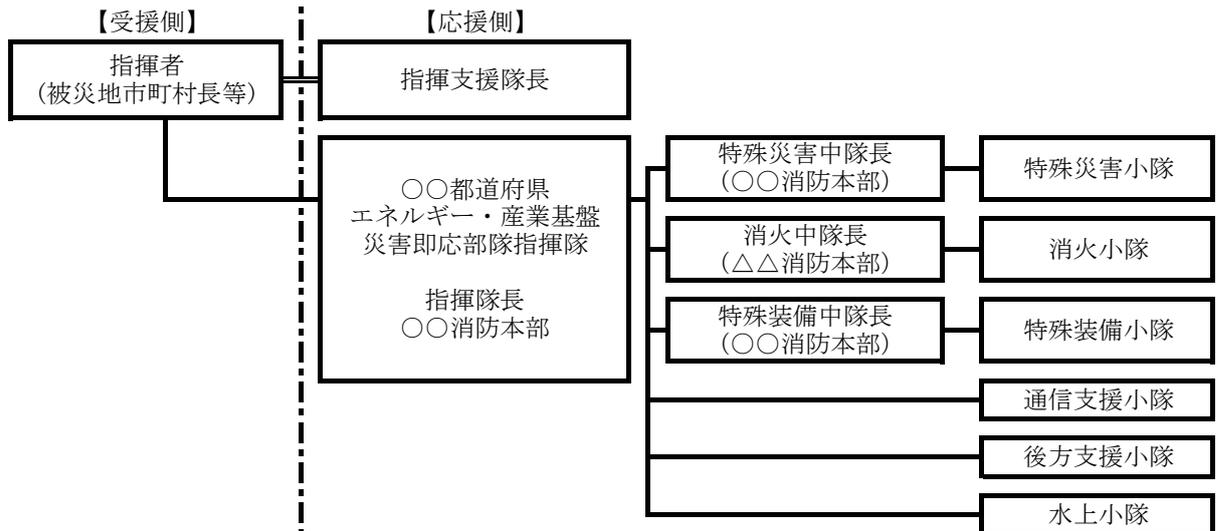


(2) 任務別による指揮体制

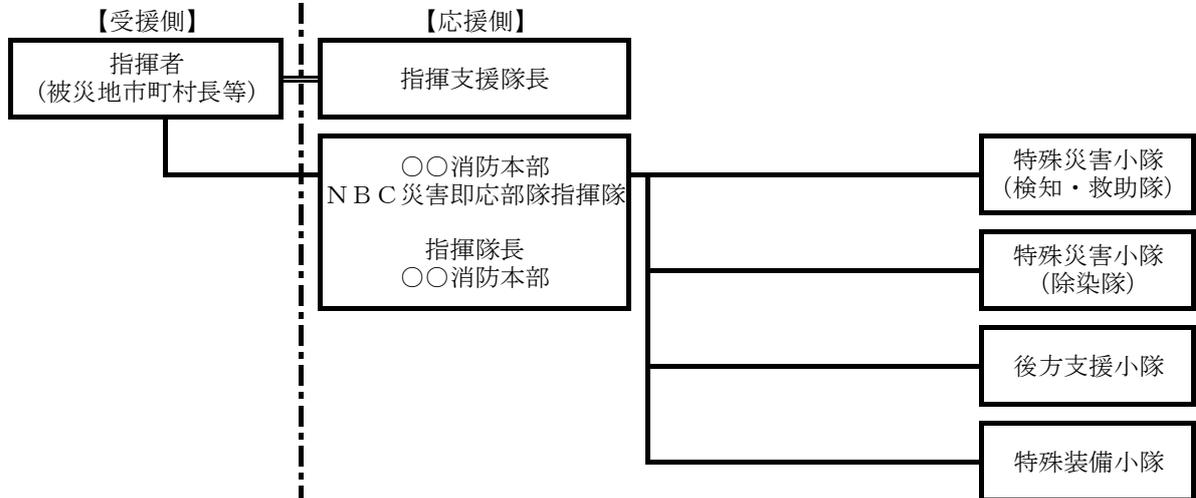


2 各部隊

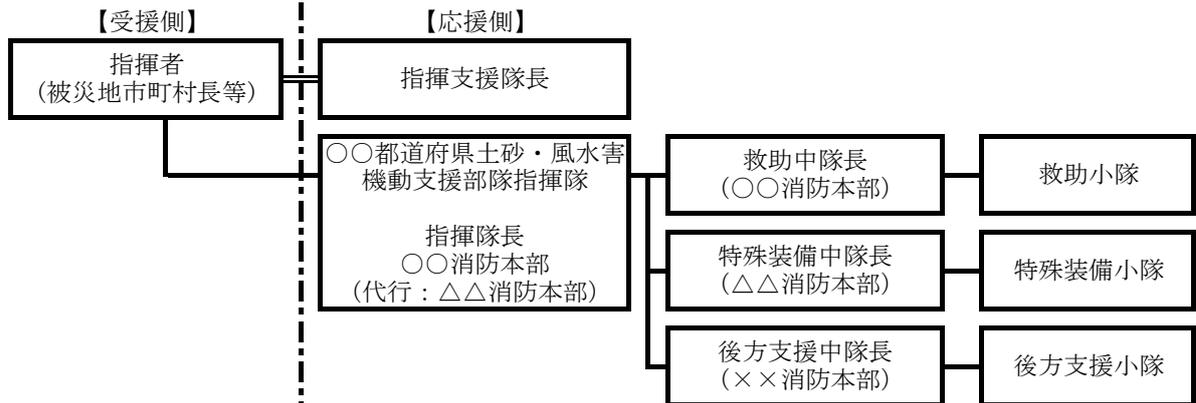
(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊



(2) N B C 災害即応部隊



(3) 土砂・風水害機動支援部隊



(4) 安全管理部隊

【受援側】

指揮者
(被災地市町村長等)

【応援側】

指揮支援隊長

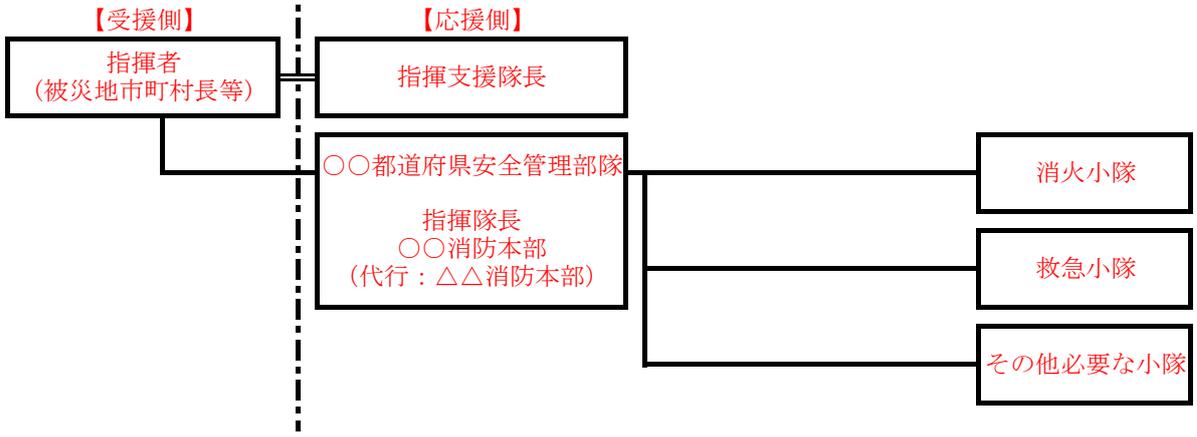
〇〇都道府県安全管理部隊

指揮隊長
〇〇消防本部
(代行：△△消防本部)

消火小隊

救急小隊

その他必要な小隊

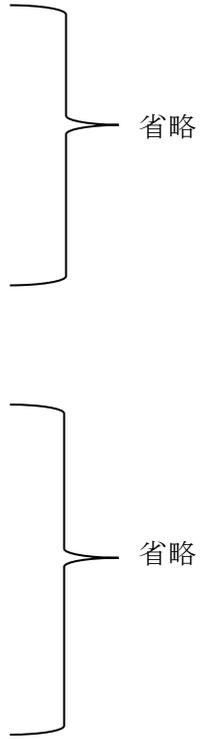


〇〇都道府県緊急消防援助隊受援計画 目次

下線部：令和元年時からの変更事項

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 受援体制
- 第4章 指揮体制及び通信運用体制
- 第5章 消防応援活動の調整等
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 その他

資料等

- 別表第1 用語の定義
 - 別表第2 関係機関連絡先
 - 別表第3 調整本部設置に係る資機材
 - 別表第4 陸上隊進出拠点及び担当消防本部
 - 別表第5 水上小隊進出拠点及び担当消防本部
 - 別表第6 航空隊活動拠点ヘリベース
 - 別表第7 宿営・宿泊可能場所
 - 別表第8 〇〇都道府県内の無線通信運用体制
 - 別表第9 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況
 - 別表第10 ヘリコプター離着陸場所
 - 別表第11 陸上隊燃料補給場所
 - 別表第12 航空小隊燃料補給場所
 - 別表第13 水上小隊燃料補給場所
 - 別表第14 災害時における燃料等の供給に関する協定締結団体
 - 別表第15 災害時における重機派遣に関する協定締結団体
 - 別表第16 災害時における物資調達に関する協定締結団体
- 

- 別図第1 緊急消防援助隊応援要請系統図
- 別図第2 緊急消防援助隊部隊移動系統図(長官による部隊移動の求め又は指示)
- 別図第3 緊急消防援助隊部隊移動系統図(都道府県知事による部隊移動の指示)

- 様式1 調整本部の運営に係るチェックリスト
- 様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表
- 様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表(指揮支援部隊、航空部隊を除く)
- 様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

要請要綱別記様式 1 - 1	緊急消防援助隊の応援等要請	}	省略
要請要綱別記様式 1 - 2	応援等要請のための連絡事項		
要請要綱別記様式 3 - 2	緊急消防援助隊の応援等決定通知		
要請要綱別記様式 3 - 3	緊急消防援助隊の出動隊数通知		
要請要綱別記様式 4 - 1	緊急消防援助隊の引揚げ決定通知		
要請要綱別記様式 6 - 1	部隊移動に関する意見（照会）		
要請要綱別記様式 6 - 2	部隊移動に関する意見（回答）		
要請要綱別記様式 6 - 4	緊急消防援助隊の部隊移動通知		
要請要綱別記様式 6 - 5	緊急消防援助隊の部隊移動通知		
要請要綱別記様式 6 - 6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示		
要請要綱別記様式 6 - 7	緊急消防援助隊の部隊移動通知		
要請要綱別記様式 6 - 8	緊急消防援助隊の部隊移動通知		
要請要綱別記様式 7	〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制		

参考資料

- | | |
|------------------------------|----------|
| 〇〇都道府県における緊急消防援助隊の要請判断に係る取決め | 省略 |
| 〇〇都道府県内応援隊 応援可能隊、特殊車両等一覧 | ※例示を参考添付 |

〇〇都道府県緊急消防援助隊受援計画

平成〇年〇月〇日 消第〇〇号

改正 令和〇年〇月〇日 消第〇〇号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、〇〇消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、〇〇消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 〇〇都道府県知事（以下「知事」という。）は、別に定める取決めにに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び〇〇都道府県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

(1) 災害の状況

(2) 活動を要望する地域

(3) 要望する活動

(4) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

- 第 6 被災地の市町村長は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び〇〇都道府県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第 2 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。

5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 都道府県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が〇〇都道府県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上(政令市は5強以上)の地震が発生した場合

(2) 大津波警報が発表された場合

(3) 噴火警報(居住区域)が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が〇〇都道府県内で発生した場合は、早期に〇〇都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、県庁舎〇階〇〇室に設置するものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又は知事の委任を受けた者)を

もって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、〇〇部長等及び〇〇都道府県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 〇〇部〇〇課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員

6 調整本部は、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

8 調整本部は、〇〇都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、〇〇都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、被災地消防団、〇〇都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 〇〇都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 〇〇都道府県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 〇〇都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

9 〇〇都道府県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。

11 調整副本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団の活動状況、〇〇都道府県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

(指揮本部の設置)

第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び被災地消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団の活動状況、〇〇都道府県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、〇〇都道府県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
- (2) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

第12 航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第6のとおりとする。

(宿営・宿泊場所)

第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営・

宿泊場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営・宿泊場所について、被災地消防本部及び宿営・宿泊場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営・宿泊場所担当消防本部は、宿営・宿泊場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、〇〇都道府県内で活動する指揮支援部隊を統括し、〇〇都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 情報統括支援隊長は、消防応援活動調整本部の指揮支援部隊長を補佐し、被災地における災害に関する情報の管理を行うものとする。
- 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 12 安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 13 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。
- 14 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第 15 ○○都道府県内の無線通信運用体制は、別表第 8 のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第 9 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第 16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第 18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第 19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第 10 のとおりとする。

(燃料補給場所)

第 20 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 12 のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第 13 のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は○○都道府県災害対策本部と協議し、

災害時における燃料等の供給に関する協定（協定名称）に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における燃料等の供給に関する協定（協定名称）を締結している団体は、別表第 14 のとおりとする。

（重機派遣要請）

第 22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は〇〇都道府県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定（協定名称）に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における重機派遣に関する協定（協定名称）を締結している団体は、別表第 15 のとおりとする。

- 3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

（物資等調達要請）

第 23 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は〇〇都道府県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定（協定名称）に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における物資調達に関する協定（協定名称）を締結している団体は、別表第 16 のとおりとする。

（増隊要請）

第 24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

（部隊移動）

第 25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）

第 26 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。

- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。

- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－5 により〇〇都道府県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第 27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、〇〇都道府県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、〇〇都道府県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第 29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4-1)

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

第 30 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活

用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

第32 知事は、〇〇都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、〇〇都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに〇〇都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第33 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、〇〇都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第34 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、〇〇都道府県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第35 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図

(6) 物資等の調達可能場所位置図

(7) 救急搬送医療機関位置図

(都道府県の訓練)

第36 都道府県は、原則年1回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、令和〇年〇月〇日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
6	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
10	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
11	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
12	活動拠点ヘリベース	被災地(被災地の周辺地域を含む)における航空機を用いた消防活動の拠点をいう。	運用要綱第2条(4)
13	航空指揮本部	活動拠点ヘリベースの指揮本部をいう。	運用要綱第2条(4)
14	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	要請要綱第2条(4)
15	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
18	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第28条

No.	用語	内容	備考
19	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	情報統括支援隊長	指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(6)
21	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
22	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
23	航空指揮支援本部	受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整、航空に係る緊急消防援助隊の安全管理、調整本部に対する報告等を行うため、航空指揮支援隊長を本部長として航空指揮本部と同一の場所に設置する本部をいう。	運用要綱第26条
24	航空指揮支援隊長	ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
25	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
26	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
27	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
28	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
29	安全管理部隊	被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節6
30	救急特別編成部隊	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節7
31	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。	要請要綱第2条(17)
32	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
33	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
34	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(22)
35	宿営場所	緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。	運用要綱第24条(3)
36	宿泊場所	緊急消防援助隊が宿営する際のホテル等をいう。 ホテル等とは消防法施行令別表第1で定める5項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第24条(3)

無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
都道府県内応援隊各隊間	主運用波○ ※自都道府県に割り当てられた主運用波	【無線統制】都道府県内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

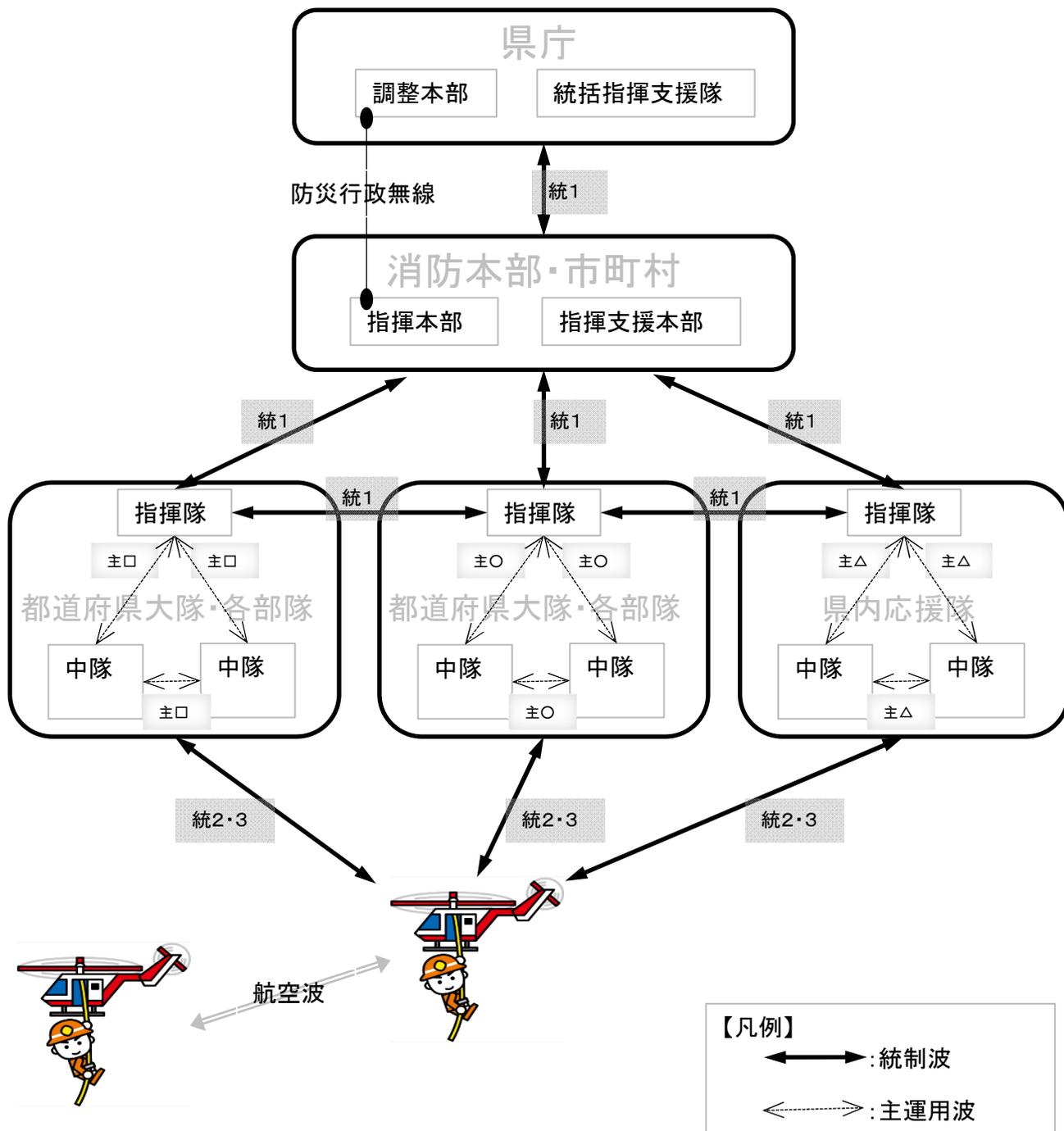
※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

2 都道府県内消防本部 署活動用無線周波数一覧（実際に使用している周波数のみ記載）

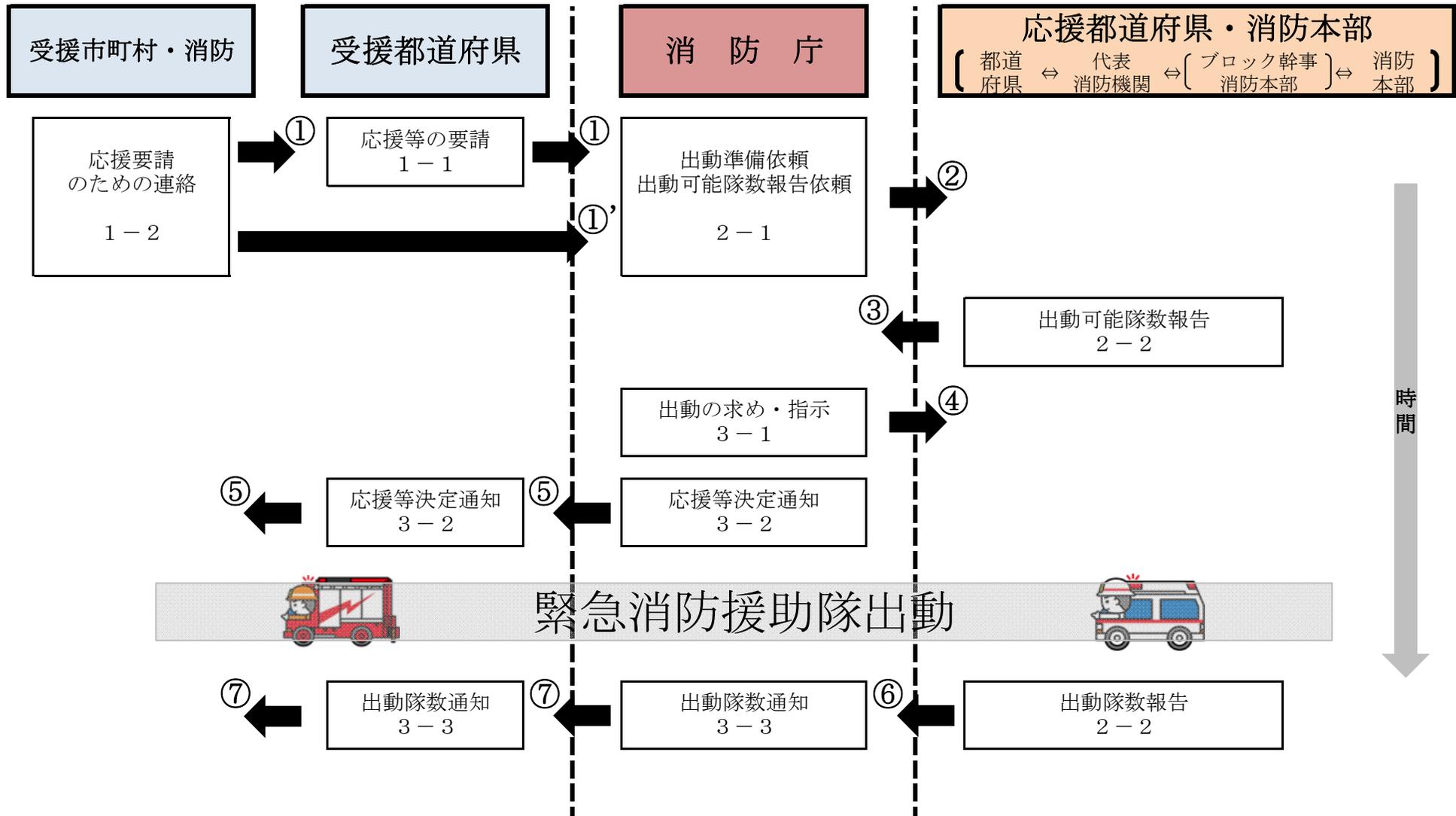
消防本部名	周波数名称																
	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
〇〇市消防局	○				○									○			○
〇〇地区消防 組合消防本部		○		○		○		○									

※ 指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

無線運用イメージ図

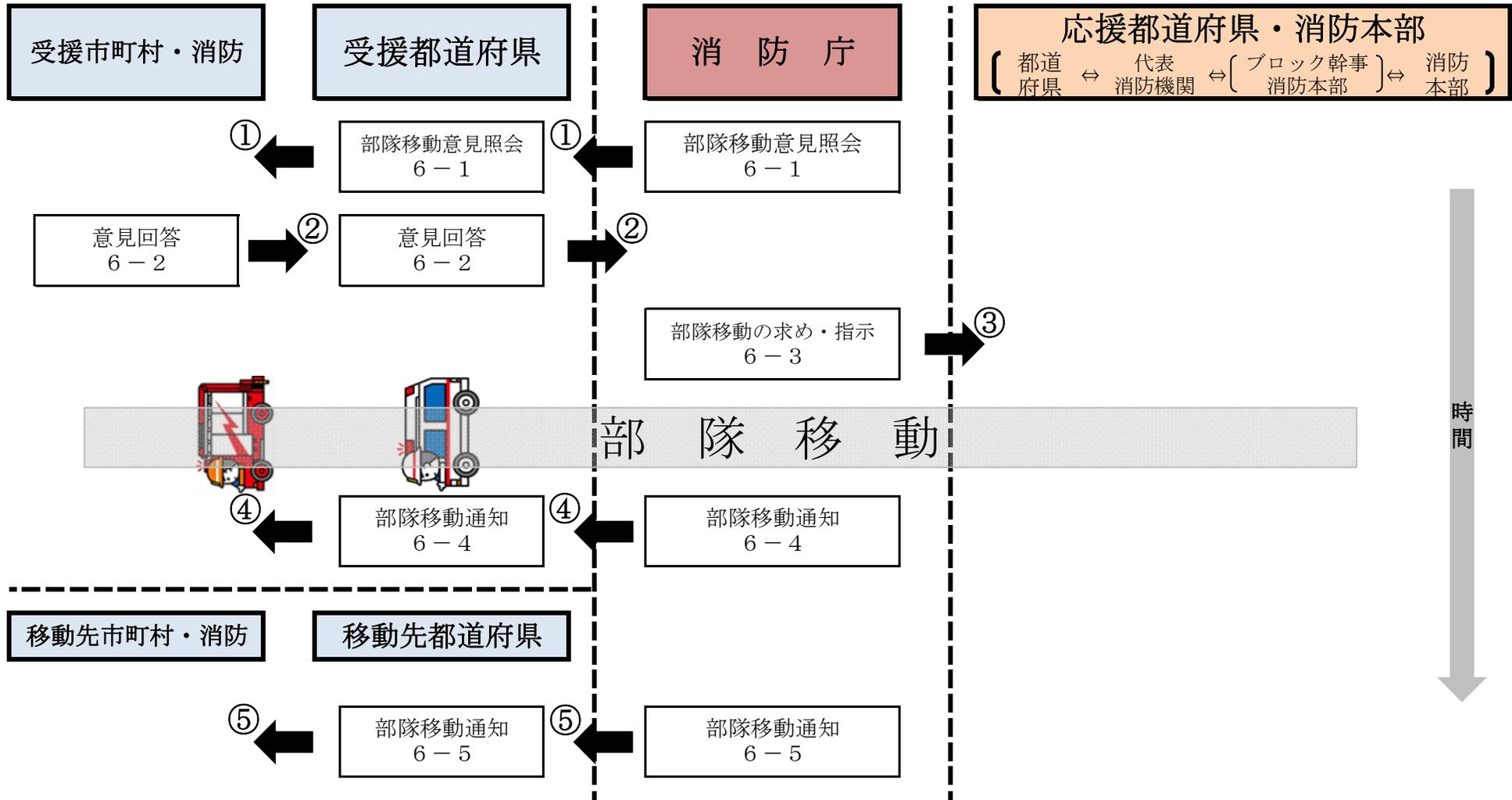


緊急消防援助隊 応援要請系統図



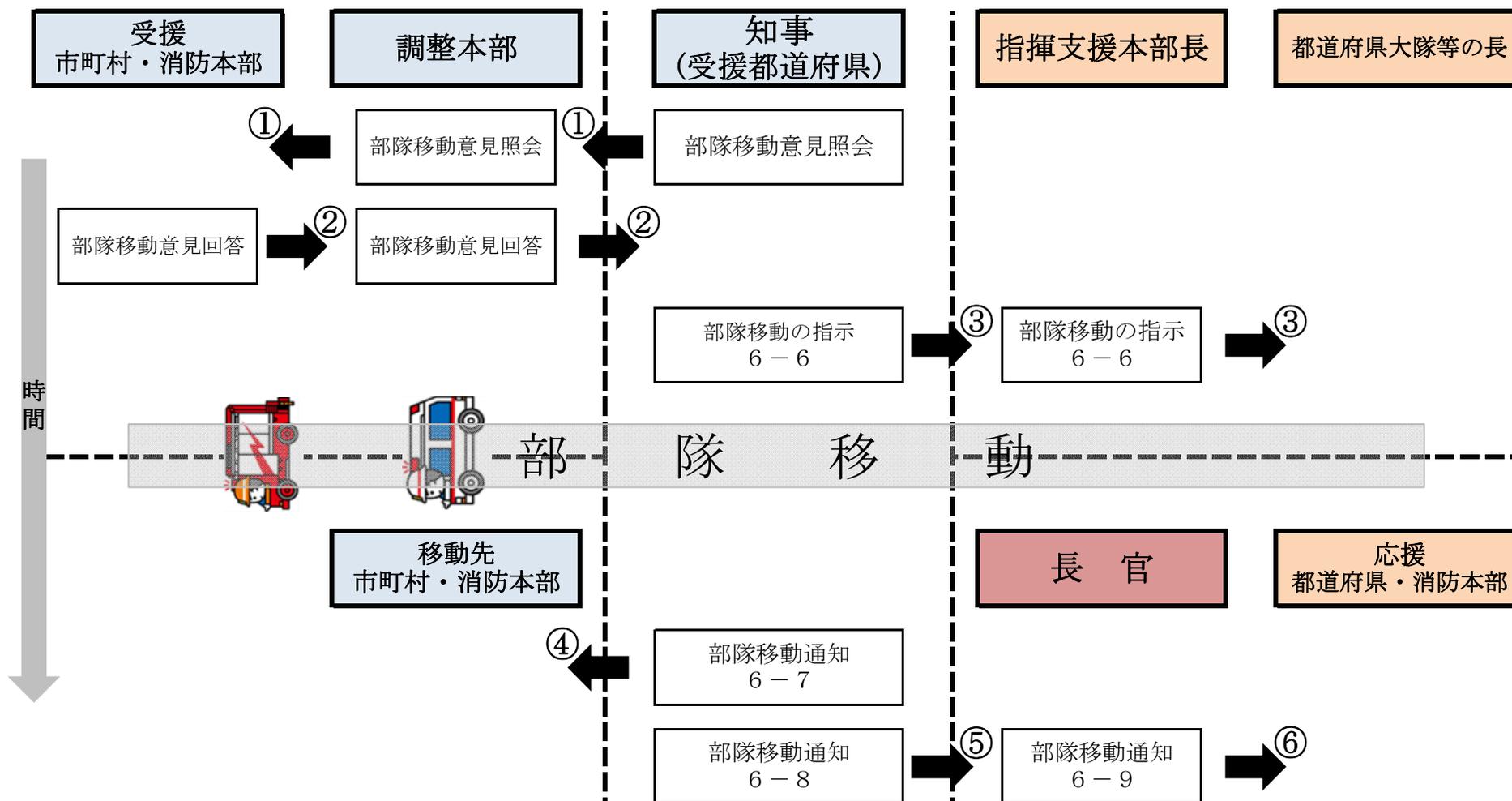
※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示） ※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？	<input type="checkbox"/>																																
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	<input type="checkbox"/>																																
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聴いたか？	<input type="checkbox"/>																																
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？	<input type="checkbox"/>																																
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																
II 調整本部の設置		チェック欄																																
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>																																
2	調整本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>																																
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？	<input type="checkbox"/>																																
6	調整本部の本部員を確認したか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本部員</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 (消防局)</td> <td>指揮支援部隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災航空隊</td> <td>県防災航空隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部員	所 属	職	氏 名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長		部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部				防災航空隊	県防災航空隊			<input type="checkbox"/>
本部員	所 属	職	氏 名																															
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																															
副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長																																
部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
代表消防機関	〇〇消防局																																	
被災地消防本部																																		
防災航空隊	県防災航空隊																																	
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所 属	職	氏 名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT				<input type="checkbox"/>												
機関名	所 属	職	氏 名																															
自衛隊																																		
警察																																		
海上保安庁																																		
DMAT																																		

Ⅲ 緊急消防援助隊の受入れ

チェック欄

1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>																				
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、航空指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式3、様式4により確認したか？ 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・ 隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・ 進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・ 宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	<input type="checkbox"/>																				
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）について共有しているか？	<input type="checkbox"/>																				
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">道路名称</th> <th style="width: 25%;">通行不能区間</th> <th style="width: 25%;">通行不能理由</th> <th style="width: 25%;">緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可・不可	<input type="checkbox"/>												
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	<input type="checkbox"/>																				
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）	<input type="checkbox"/>																				
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				

IV 活動中		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）を必要に応じて変更し、共有しているか？	<input type="checkbox"/>
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	<input type="checkbox"/>
V 引揚げの検討		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の市町村長（指揮者） ・知事 ・政府現地対策本部 ・消防庁 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮支援隊人数	移動方法					調整本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	県庁HP ()	:	※調整本部等の職員		:

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊人数	受援市町村 (消防本部)	移動方法					指揮本部 到着時刻
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮支援隊人数	移動方法			活動拠点ヘリベース 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	移動経路	
(所属) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (市ヘリ) ● 自動車	HB .		:

都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	受援市町村 (消防本部)	進出拠点					宿営場所		
					名称	到着予定時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定時刻	連絡調整員の派遣元消防本部 担当者・連絡先
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -		(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	

〇〇消防本部受援計画 目次

下線部：令和5年時からの変更事項

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 受援体制
- 第4章 指揮体制及び通信運用体制
- 第5章 消防応援活動の調整等
- 第6章 応援等の引揚げの判断
- 第7章 その他

資料等

- 別表第1 用語の定義
- 別表第2 指揮本部業務分担表
- 別表第3 進出拠点及び宿営・宿泊場所候補地
- 別表第3-● 宿営場所候補地の個票
- 別表第4 受援に係る派遣先
- 別表第5 無線通信運用体制
- 別表第6 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況
- 別表第7 ヘリコプター離着陸場所
- 別表第8 燃料補給場所

- 別図第1 緊急消防援助隊 応援要請系統図
- 別図第2 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）
- 別図第3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）

- 様式1 指揮本部の運営に係るチェックリスト
- 様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表
- 様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表
- 様式4 活動指示書

- 要請要綱別記様式1-2 ※省略
- 要請要綱別記様式6-2 ※省略

参考資料

- 〇〇都道府県における緊急消防援助隊の要請判断に係る取決め ※省略

〇〇都道府県内応援隊 応援可能隊、特殊車両等一覧

※例示を参考添付

〇〇消防本部受援計画

令和〇年〇月〇日 消第〇〇号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、本市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づく〇〇都道府県消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の基準)

第3 指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(1) 地震

- ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合
- イ 地震の揺れによる直接的な被害で〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- ウ 地震に伴う土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2) 風水害

- ア 〇〇川、〇〇川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合
- イ 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合
- ウ 土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(3) 火災

- ア 〇件以上の火災が同時に発生している場合
- イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

(4) 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

(〇〇都道府県内応援隊の応援要請の手続)

第4 指揮者は、第3に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに消防相互応援協定の規定に基づき、〇〇都道府県内応援隊の応援要請を行うものとする。

2 指揮者は、前項の連絡を行う場合、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等要請の手続)

第5 緊急消防援助隊の応援等要請の判断は、別に定める取決めに基づき行うものとし、当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

2 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊の出動が困難な場合又は〇〇都道府県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。

3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

(1) 災害の状況

(2) 活動を要望する地域

(3) 要望する活動

(4) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

5 指揮者は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

6 指揮者は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項、第4項及び第5項の連絡と併せて報告するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第6 指揮者は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が〇〇都道府県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上（政令市は5強以上）の地震が発生した場合

- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

第3章 受援体制

（指揮本部の設置）

第7 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部の設置場所は、消防本部〇階「〇〇室」とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、〇〇又は〇〇に設置することとする。

3 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。

4 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

（1）被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

（2）被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

（3）〇〇都道府県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

（4）その他の受援に必要な事項に関すること。

5 指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第2のとおりとする。

6 指揮本部は、様式1、様式2及び様式3を活用し、運用するものとする。

（緊急消防援助隊の受入れ対応）

第8 指揮本部は、指揮支援部長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（消防本部〇階「〇〇室」又は消防署又は〇〇市役所）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は都道府県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

2 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えるとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。

3 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び被災地消防団の活動状況、〇〇都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

4 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、都道府県及び代表消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の協議）

第9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所について、調整本部と協議するものとする。

2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の候補地は、別表第3のとおりとする。また、

各宿営場所の個票は別表 3-●～別表 3-●のとおりとし、調整本部との協議に使用するものとする。

(指揮本部員等の派遣)

第 10 指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、別表第 4 のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第 11 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、〇〇都道府県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

2 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者又は都道府県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

(通信運用体制)

第 12 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第 5 のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は別表第 6 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第 13 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して情報提供を行うとともに、様式 4 により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 14 指揮者は、市町村災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間におけ

る情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

3 現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者が行う。

4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長、救急特別編成部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、〇〇都道府県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(応援隊との連携)

第15 災害現場の管轄消防署長は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第4のとおり職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第16 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 スピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端〇〇四角×根本〇〇四角」である。

3 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

- (1) 広域地図（通行障害の情報を付記したもの）
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(ヘリコプターの離着陸場等)

第17 ヘリコプターの離着陸場は、別表第7のとおりとする。

2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第4のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。なお、安全管理員は、原則、当該フォワードベース、ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

(燃料補給場所)

第18 陸上隊及び水上小隊の燃料補給場所は、別表第8のとおりとする。なお、燃料補給体制を確保するため、災害時における燃料等の供給に関する協定(協定名称)に基づき、速やかに締結団体と調整しておくものとする。

2 予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

第19 指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、災害時における物資調達に関する協定(協定名称)に基づき、要請するものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

2 指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

(緊急消防援助隊の増隊要請)

第21 指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第6章 応援等の引揚げの判断

(〇〇都道府県内応援隊の活動終了に関する連絡)

第22 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、〇〇都道府県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

(緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡)

第23 指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

第 24 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊及び〇〇都道府県内応援隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(訓練)

第 25 消防長は、原則年 1 回、受援訓練を消防本部内で実施するものとする。

(受援計画の変更)

第 26 消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

附 則

この計画は、令和〇年〇月〇日から施行する。

用語の定義

別表第1

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
12	情報統括支援隊長	指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(6)
13	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
14	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
15	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
16	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
17	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4

No.	用語	内容	備考
18	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
19	安全管理部隊	被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節6
20	救急特別編成部隊	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節7
21	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。	要請要綱第2条(17)
22	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
23	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
24	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
25	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
26	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
27	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
28	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
29	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(22)
30	宿営場所	緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。 ホテル等とは消防法施行令別表第1で定める5項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第24条(3)
31	宿泊場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。	運用要綱第24条(3)

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	●●●●●	●人	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			●●●●●	●人	・緊急消防援助隊動態情報システムを活用
応援隊に対する情報提供	優先			●●●●●	●人	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				●●●●●	●人	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)				●●●●●	●人	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先		総務課長	●●●●●	●人	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整				●●●●●	●人	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				●●●●●	●人	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		●●●●●	●人	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先			●●●●●	●人	・不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		支援	〇〇課長	●●●●●	●人	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		●●●●●	●人	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

進出拠点及び宿営・宿泊場所 候補地

別表第3

陸上隊進出拠点

No.	受入方面	進出拠点名	住所	緯度	経度	最寄IC	駐車台数(台)	連絡先	給油施設有無
1	東	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇番地〇	東経〇〇.〇〇〇〇	北緯〇〇〇.〇〇〇〇	〇〇IC	普通車:300	〇〇市 スポーツ振興課 ***-***-****	-
2	東	〇〇自動車道〇〇SA	〇〇市〇〇			〇〇IC	大型車:100 普通車:100	〇〇高速道路 〇〇 ***-***-****	〇
3	西								
4	南								
5	北								

水上小隊進出拠点

No.	進出拠点名称 所在地	緯度・経度
1	〇〇島西側海域 〇〇島西約2km沖合を中心とした半径約500m圏内(水深約15m)	N 度 分 秒 E 度 分 秒
2		N 度 分 秒 E 度 分 秒
3		N 度 分 秒 E 度 分 秒

宿営場所

No.	別表	屋内	名称	所在地	緯度	経度	収容人数(人) ※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数(台)	連絡先
1	3-●	○	消防本部4階 講堂	〇〇市〇〇	東経〇〇.〇〇〇〇	北緯〇〇〇.〇〇〇〇	60	-	普通車:●● 大型車:●●	〇〇市消防本部 総務課 ***-***-****
2	3-●	-	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇番地〇			200	アスファルト、一部芝	普通車:●● 大型車:●●	〇〇スポーツ公園事務局 ***-***-****
3										
4										
5										

宿泊場所

No.	名称	所在地	収容人数(人) ※見込み	駐車台数(台)	連絡先
1	〇〇ホテル	〇〇市〇〇	100	普通車:●● 大型車:●●	***-***-****
2	〇〇グランドホテル	〇〇市〇〇番地〇	300	普通車:●● 大型車:●●	***-***-****
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※別表第3-●から●●の宿営場所の各リストについては、緊急消防援助隊が使用する可能性がある場所を選定している。

受援に係る派遣先

〇〇年度

※太枠の中は決定したら記載していく

№	派遣先・担当業務	派遣期間	優先派遣先	派遣調整責任者	担当所属	派遣者氏名	派遣者連絡先	派遣決定時間	移動手段 使用車両	携行品	備考	
1	指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による到着時のみ	優先	総務課長	全課	●●●●	***-***-****	●●●●年●月●日●時●分	本部指揮●	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	2名派遣(内1名は、消防司令補以上)	
2	都道府県調整本部 リエゾン 調整本部の運営 活動状況の共有 指揮本部との連絡調整 関係機関との調整	応援等要請～調整本部廃止 24時間派遣	優先			●●●●	***-***-****	●●●●年●月●日●時●分	徒歩	・携帯電話 ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	(事前派遣指名者) ○課 ○○ ○○ ○課 ○○ ○○ ○課 ○○ ○○ 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令以上)	
3	市町村災害対策本部 リエゾン 市町村災害対策本部の運営 活動状況の共有 指揮本部との連絡調整 関係機関との調整	市町村災害対策本部設置後～活動終了 24時間派遣	優先			●●●●	***-***-****	●●●●年●月●日●時●分	連絡●昇車	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	(事前派遣指名者) ○課 ○○ ○○ ○課 ○○ ○○ ○課 ○○ ○○ 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令以上)	
4	進出拠点 連絡員 隊名、規模、連絡先の確認 被害状況伝達 活動場所の指示 活動場所、宿営場所までの経路伝達	都度				***-***-****				・受付用タブレット、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	3名派遣(内1名は消防司令補以上)	
5	宿営場所 連絡調整員 宿営施設との現地調整 受入れ後の施設の説明 配置レイアウト案の提示	警援隊到着前～引揚げ				***-***-****				・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図、宿営場所見取図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	(事前派遣指名者) ○課 ○○ ○○ ○課 ○○ ○○ 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)	
6	現地指揮所 連絡調整員 活動場所までの誘導 現地合同調整所との連絡調整 緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 情報共有(支援情報共有ツール等) 地図、資機材の貸出し	各隊の活動中				災害現場の管轄消防署長	災害現場の管轄消防署		***-***-****		・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・被災現場地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所(都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の大隊・各部隊)に2名派遣(内1名は消防司令補以上)
7	救急隊、救急小隊 連絡調整員 現場、搬送先医療機関までの案内 搬送先医療機関の選定	各隊の活動中							***-***-****		・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・感染防止衣	救急隊(都道府県内応援隊)、救急小隊(緊急消防援助隊)に職員1名を同乗させる。
8	フォワードベース、ランディングポイント 安全管理員	都度				警防課長	管轄消防署		***-***-****		・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置

※責任者は派遣者を指名し、派遣先・担当業務を管理する。

無線通信運用体制

別表第5

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
都道府県内消防応援隊各隊間	主運用波○ ※自都道府県に割り当てられた主運用波	【無線統制】都道府県内消防応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

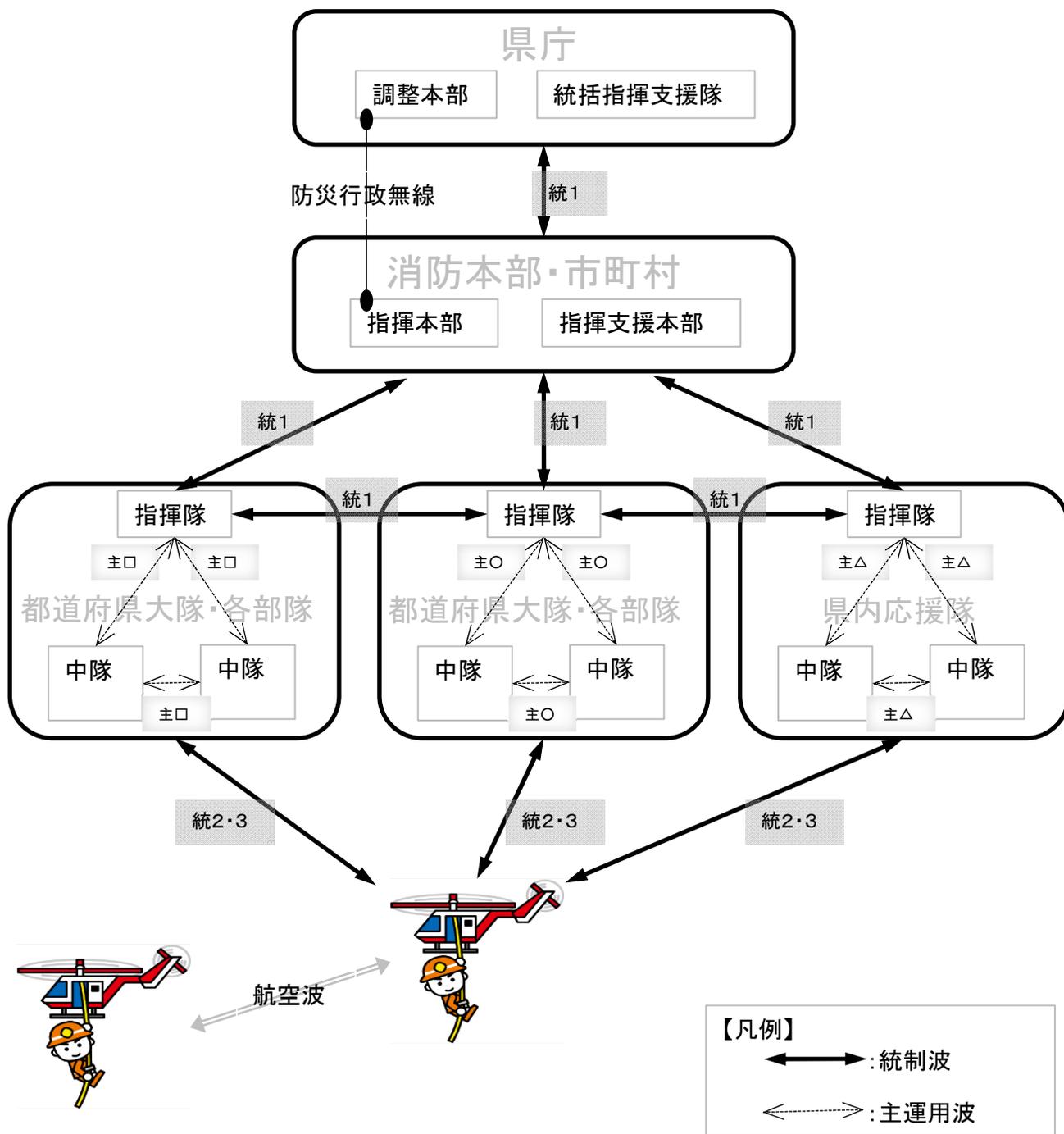
※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

2 ○○消防本部 署活動用無線周波数一覧（実際に使用している周波数のみ記載）

周波数名称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
使用状況	○				○									○			○
備考	○ ○ 署 管 轄				○ ○ 署 管 轄									○ ○ 署 管 轄			○ ○ 署 管 轄

※ 指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

無線運用イメージ図



消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

〇〇消防本部管轄を 覆域としている 基地局名称・住所・座標	送信 出力	統制波の 切替方式	基地局折り返し機能 の起動方法	当該基地局を 直接遠隔操作できる 場所・連絡先	調整本部接続機能			備考
					直接接続 の可否	指令センター経由での接続		
						指令センター名称 連絡先		
a基地局 〇〇市〇〇 N 度 分 秒 E 度 分 秒	20W	受信:3波同時 送信:切替方式	常時起動	県活動調整本部 ***-***-**** 〇〇消防指令センター ***-***-**** 〇〇消防署 ***-***-****	○	○	〇〇消防指令センター ***-***-****	
b基地局 〇〇市〇〇 N 度 分 秒 E 度 分 秒								
c基地局 〇〇郡〇〇町〇〇 N 度 分 秒 E 度 分 秒	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	・移動局からの通信 に〇〇秒以内に応答 後、〇〇秒間起動 ・回線制御装置の操 作により強制起動可 能	〇〇消防指令センター ***-***-****	×	○	〇〇消防指令センター ***-***-****	山間部等 で一部不 感地域あり

ヘリコプター離着陸場所

No	名称 所在地	連絡先	離着陸帯の広さ (m×m)	路面	夜間 照明	緯度・経度			UTMポイント	
1	〇〇市公園グランド 〇〇市〇〇〇番地〇	〇〇管理事務所 ***-***-***	40 × 80	芝	○	N E	度 度	分 分	秒 秒	**XXX*****
2						N E	度 度	分 分	秒 秒	
3						N E	度 度	分 分	秒 秒	
4						N E	度 度	分 分	秒 秒	
5						N E	度 度	分 分	秒 秒	
6						N E	度 度	分 分	秒 秒	
7						N E	度 度	分 分	秒 秒	
8						N E	度 度	分 分	秒 秒	
9						N E	度 度	分 分	秒 秒	
10						N E	度 度	分 分	秒 秒	
11						N E	度 度	分 分	秒 秒	
12						N E	度 度	分 分	秒 秒	
13						N E	度 度	分 分	秒 秒	
14						N E	度 度	分 分	秒 秒	
15						N E	度 度	分 分	秒 秒	
16						N E	度 度	分 分	秒 秒	
17						N E	度 度	分 分	秒 秒	
18						N E	度 度	分 分	秒 秒	
19						N E	度 度	分 分	秒 秒	
20						N E	度 度	分 分	秒 秒	

燃料補給場所

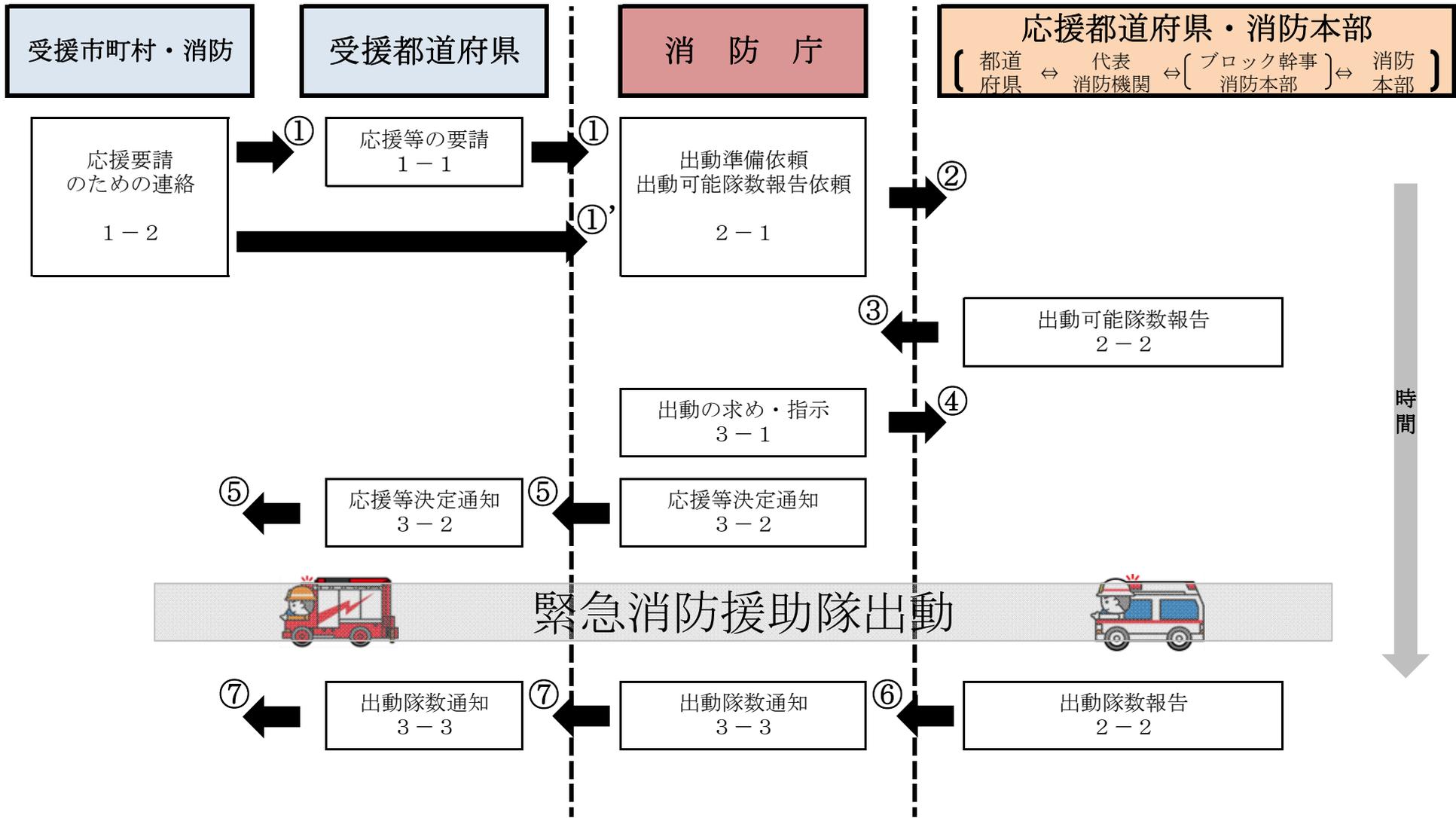
陸上隊燃料補給場所

No	名称 所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)		営業時間	災害時 中核SS
			ガソリン	軽油		
1	〇〇石油店 〇〇市〇〇〇番地〇	***-***-****	50	40	6:00-22:00	○
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

水上小隊燃料補給場所

No	名称 所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)	緯度・経度			
			軽油				
1	〇〇石油店 〇〇市〇〇〇番地〇	***-***-****	50	N	度	分	秒
2				E	度	分	秒

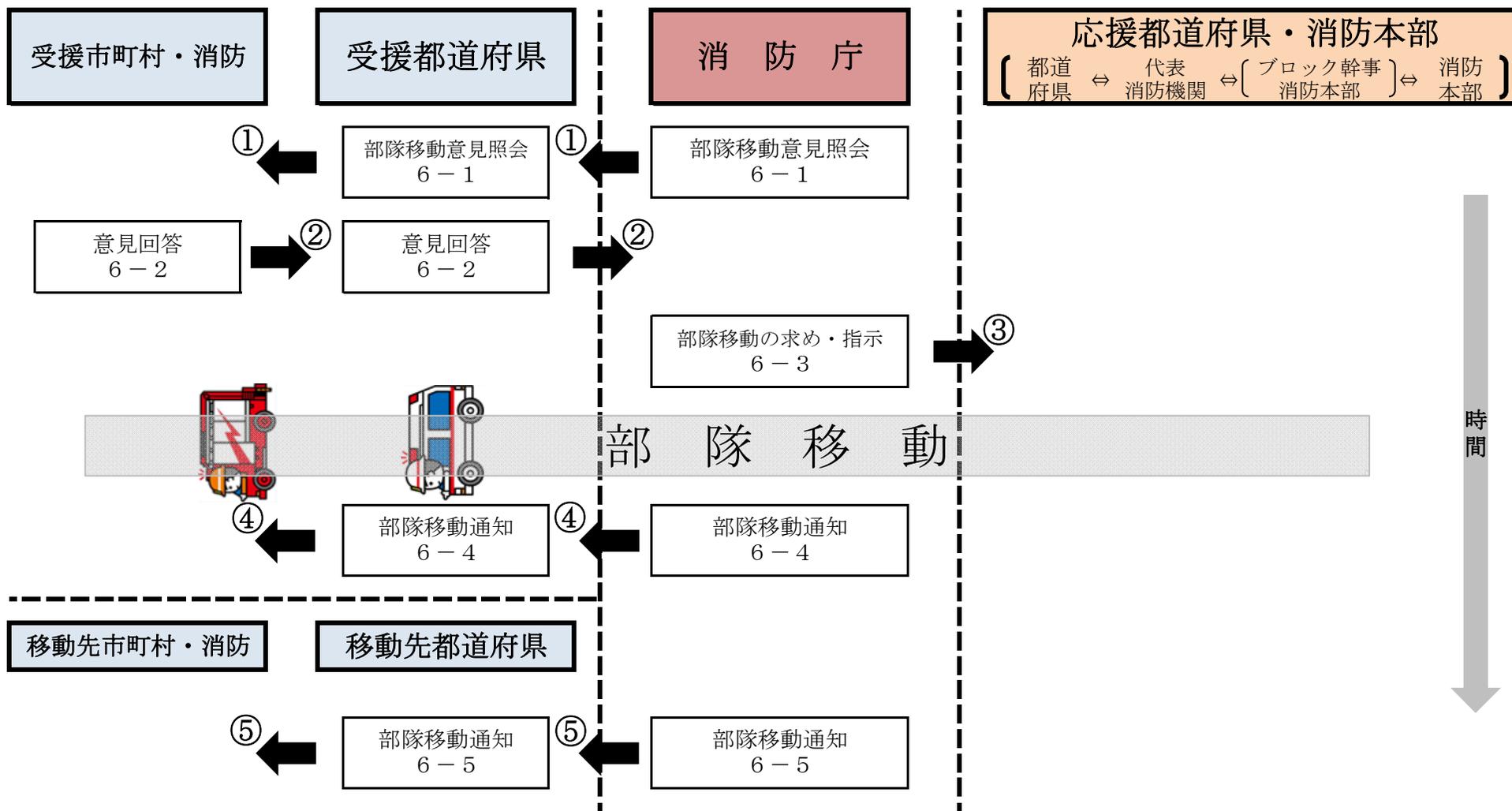
緊急消防援助隊 応援要請系統図



※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）

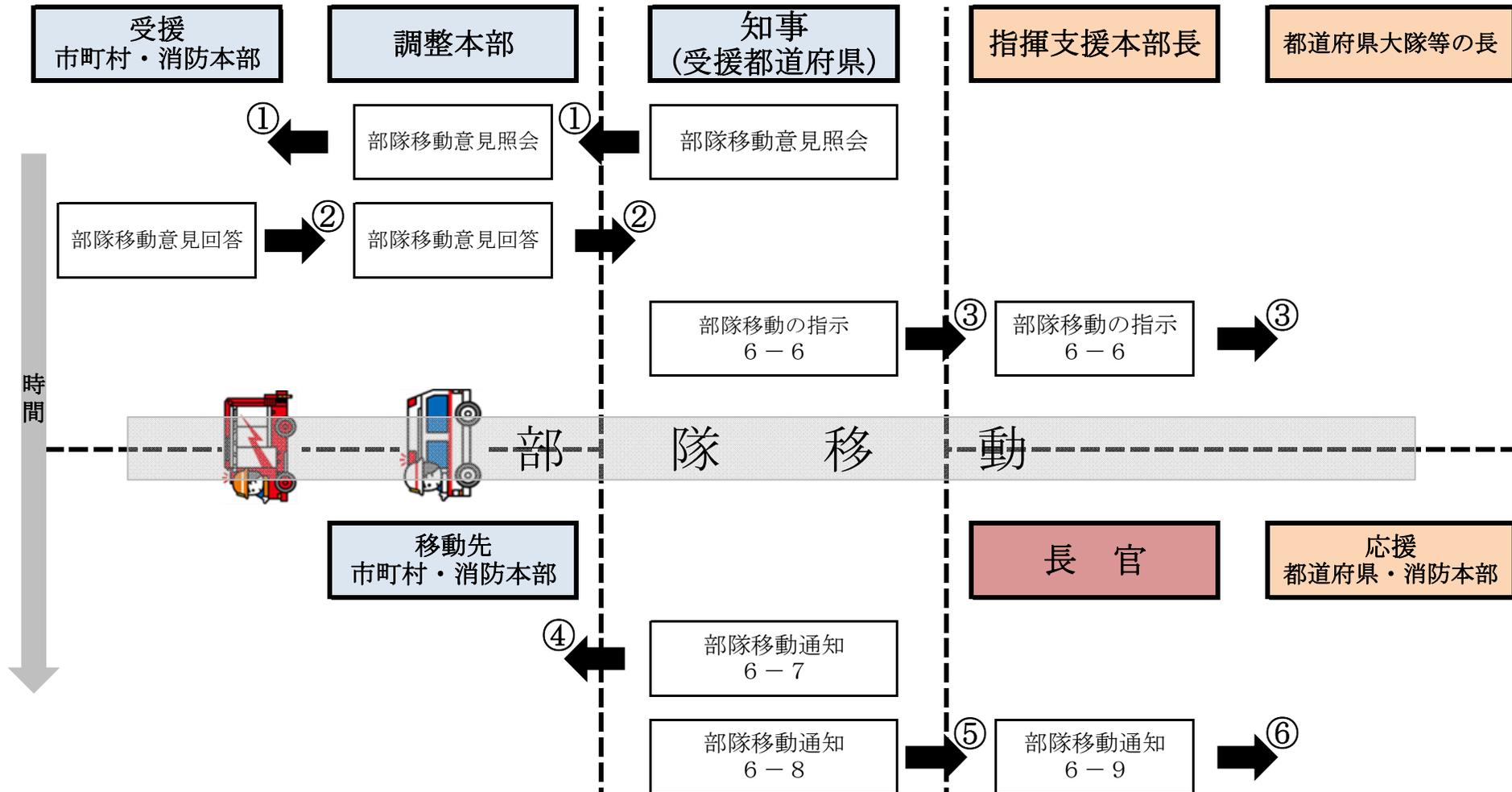
※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）

※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

指揮本部の運営に係るチェックリスト

		I 応援等要請の検討		チェック欄
優先	1	消防本部管内の被害状況を確認したか？		<input type="checkbox"/>
優先	2	必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？		<input type="checkbox"/>
	3	必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？		<input type="checkbox"/>
優先	4	受援計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ ※基準を記載		<input type="checkbox"/>
優先	5	都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？		<input type="checkbox"/>
優先	6	緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？		<input type="checkbox"/>
優先	7	都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？		<input type="checkbox"/>
優先	8	自衛隊の災害派遣要請について検討したか？		<input type="checkbox"/>
優先	9	応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？		<input type="checkbox"/>
		II 指揮本部の設置		チェック欄
	1	都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>
	2	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>
	3	指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>
優先	4	調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？		<input type="checkbox"/>
優先	5	調整本部、市町村災害対策本部ヘリエゾンを派遣したか？		<input type="checkbox"/>
	6	指揮本部の業務について、担当者を指定したか？		<input type="checkbox"/>
		III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		チェック欄
優先	1	応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	2	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表		<input type="checkbox"/>
	3	指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？		<input type="checkbox"/>
優先	4	緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	5	指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	6	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部		<input type="checkbox"/>
支援可	7	都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？		<input type="checkbox"/>
優先	8	応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？		<input type="checkbox"/>
支援可	9	応援隊へ配布する地図を準備しているか？		<input type="checkbox"/>
優先	10	災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？		<input type="checkbox"/>
		IV 活動中		チェック欄
	1	市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整		<input type="checkbox"/>
支援可	3	災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）		<input type="checkbox"/>
支援可	4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？		<input type="checkbox"/>
	5	災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？		<input type="checkbox"/>
	6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？		<input type="checkbox"/>
支援可	7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？		<input type="checkbox"/>
支援可	8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？		<input type="checkbox"/>
支援可	9	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？		<input type="checkbox"/>
	10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の可否について検討したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？		<input type="checkbox"/>
支援可	12	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？		<input type="checkbox"/>

緊急消防援助隊 受入れ管理表

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	移動方法						指揮本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	指揮本部 到着予定時刻	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(所属) (担当者) (連絡先) - -		:	:

都道府県大隊・各部隊（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	進出拠点					宿営場所		
				名称	到着予定 時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の所属・氏名・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の 所属・氏名・連絡先
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) - -					(所属) (担当者) (連絡先) - -			(所属) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) - -					(所属) (担当者) (連絡先) - -			(所属) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) - -					(所属) (担当者) (連絡先) - -			(所属) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) - -					(所属) (担当者) (連絡先) - -			(所属) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) - -					(所属) (担当者) (連絡先) - -			(所属) (担当者) (連絡先) - -

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類	指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	合計	備考（特殊車両の有無）		
																		中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																		
		(人数)																		

活動指示書

指示日時 月 日 :

大隊長 様

部隊長

〇〇消防本部 指揮本部長

活動場所 (範囲)				
活動内容	火災 (建物・危険物・林野・車両・その他) 救助 (浸水・倒壊建物・土砂・車両・その他) 検索 (河川・建物内・その他) その他 ()			
要救助者	有 () ・ 無 ・ 不明			
活動場所 現在の状況				
必要車両・資機材 特記事項				
活動障害		障害の有無	備考	
	道路	有・無・不明		
	断水	有・無・不明		
	その他 ()	有・無・不明		
他消防隊・他機関 活動状況 ※同一の活動場所		活動の有無等	代表者	連絡先
	緊急消防 援助隊 <small>大隊 部隊</small>	有・無・予定・不明		- -
	都道府県内応援隊	有・無・予定・不明		- -
	〇〇消防本部	有・無・予定・不明		- -
	消防団	有・無・予定・不明		- -
	警察	有・無・予定・不明		- -
	自衛隊	有・無・予定・不明		- -
	国土交通省	有・無・予定・不明		- -
	DMA T	有・無・予定・不明		- -
	その他 ()	有・無・予定・不明		- -
別添資料	・広域地図 ・住宅地図 ・消防水利位置図 ・その他 ()			
連絡調整員の派遣	有 (氏名: 連絡先: - -) ・ 無			
〇〇消防本部 担当者所属・氏名	消防署・課 担当: 〇〇、〇〇 連絡先: - -			

応援等要請の基準に係る説明

受援計画作成例における消防本部の応援等要請の基準（以下「応援要請の基準」という。）について説明する。

1 応援要請の基準の考え方

消防本部からの応援要請としては、大規模な災害が発生した場合、まずは、自消防本部で対応可能かどうかを判断し、①自消防本部で対応が困難と判断した場合には、都道府県内応援隊の要請を行い、②都道府県内応援隊の出動が困難な場合又は同応援隊でも対応できないと判断した場合には、緊急消防援助隊を要請することになる。

上記のとおり、応援の要請は、①の都道府県内応援隊の要請及び②の緊急消防援助隊の要請の二段階の判断をすることになるが、それぞれに要請の基準を設定すると要請の基準が複雑化し、かえって要請の遅延に繋がりがかねない。このため、作成例においては、自消防本部で対応が困難な事象を災害別に列挙し、都道府県内応援隊（不足する場合又は出動ができない場合は緊急消防援助隊）の要請を判断するための目安として設定した。

応援要請の基準の設定方法としては、災害における人的被害の数や程度は初動期には不明であることがほとんどであることから、大まかな被害の様態から、時間をかけなくとも簡易に判断できる基準とする必要がある。

2 応援要請の基準の解説

(1) 地震

ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

中高層建物の倒壊又は層破壊を確認した場合、地震の発生時間帯にもよるが、相当数の要救助者がいると考える。また、この状況の建物が1棟でも確認できた場合、民家等の被害も相当数見込まれる。

イ 地震の揺れによる直接的な被害で〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

地震の揺れにより民家が倒壊した場合、要救助者の救出に必要な隊数は、建物の構造・倒壊状況及び要救助者の人数・位置等により変動するが、基準となる倒壊家屋の棟数については、各消防本部の出動計画に規定している出動車両数を基に算定する方法がある。

ウ 地震に伴う土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

土砂災害により民家が倒壊した場合、要救助者の救出に必要な時間と人員は状況（崩壊土砂量等）により大幅に変動するが、例え民家等の被害棟数が少なくとも、救出までに多くの時間と人員の投入が必要となる。基準となる倒壊家屋の棟数については、過去の土砂災害事例を踏まえ自消防本部の消防力から事前に設定することができる。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	大分県中津市土砂災害 (H30. 4. 11 発生)	北海道胆振東部地震 (H30. 9. 6 発生)
災害概要	大分県中津市耶馬溪町において山の斜面が崩落	北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、厚真町等において山の斜面崩壊が多発
土砂災害による被害	民家全壊 4 戸 死者 6 名	民家全壊 44 戸 死者 36 名、負傷者 61 名
活動期間	緊急消防援助隊 4/11～4/14 県内応援隊 4/11～4/22	緊急消防援助隊 9/6～ 9/10 道内応援隊 9/6～10/12
最大の活動規模／日	緊急消防援助隊 14 隊、65 名 県内応援隊 14 隊、55 名	緊急消防援助隊 136 隊、569 名 道内応援隊 67 隊、261 名
受援消防本部の規模 (H30. 4. 1 現在)	職員 119 名 管轄人口 84, 184 名 管轄面積 491. 53 km ²	職員 108 名 管轄人口 20, 688 名 管轄面積 1, 353. 13 km ²

エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

火災、救助及び救急の未対応事案が発生していれば、当然のことながら、応援等の要請を判断する段階にあり、出動隊の割合が増加し、未対応事案の発生が見込まれる場合も、応援等の要請の判断段階にあると考える。また、既に対応中の事案であっても、消防力劣勢の状況下で自消防本部から追加の隊が出動できない場合は、応援等の要請を判断する段階にあると考える。

(2) 風水害

ア ○○川、○○川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合

各自治体が作成したハザードマップ等を確認することにより、堤防の決壊により甚大な被害が見込まれる河川は、ある程度限定できる。これにより、決壊情報のみで被害規模を想定することができ、具体的に「床上浸水○棟以上」といった基準を設定するより、早期の判断が可能と考える。

イ 市街地又は準市街地において、浸水深 1. 5 m を超えている場合又は超えると見込まれる場合

浸水地域を「市街地又は準市街地」とすることで、被害規模（被害の大きさ）を限定し、「浸水深 1. 5 m を超える」場合、多くの民家等で床上浸水が発生し、垂直避難が困難な災害時要援護者等には人命危険が及んでいると考える。

ウ 土砂災害により、○棟以上の民家が倒壊又は倒壊が見込まれる場合

2 (1) ウの項目参照。

エ 大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本部の全隊の概ね 5 割が通常の業務を行い継続して稼働している場合

土砂災害における緊急消防援助隊出動事案では、初動時の管轄消防本部の職員が半数近く

出動している場合や、初動時において管轄消防本部の全隊の概ね5割が継続して稼働している場合に緊急消防援助隊の要請をしており、具体的な基準を設定することにより、早期の判断が可能と考える。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	平成 25 年台風第 26 号による伊豆大島の災害 (H25.10.16 発生)	平成 26 年 8 月豪雨による広島土砂災害 (H26.8.20 発生)	熱海市土石流災害 (R3.7.3 発生)
災害概要	大規模土砂災害 幅 900m、長さ 1,2km 土砂災害の発生が夜間であり、また激しい豪雨のなかで、正確な被害状況の把握が難しかった。	複数箇所で土砂災害 事案 26 件発生 (8/20 6:40 現在) 夜間のためヘリコプターによる情報収集ができず状況把握に時間を要した。	大規模土砂災害 最大幅 120m、長さ約 1 km 雨天のためヘリコプターによる情報収集ができず状況把握に時間を要した。
土砂災害による被害	住家全壊 71 戸、 半壊 25 戸 死者 36 名、行方不明者 3 名、負傷者 25 名	住家全壊 179 戸、 半壊 217 戸 死者 77 名、 負傷者 68 名	住家全壊 53 戸、 半 11 戸 死者 27 名、行方不明者 1 名、負傷者 4 名
活動期間	16 日間 (10/16~10/31)	17 日間 (8/20~9/5)	24 日間 (7/3~7/26)
初期通報内容等	元町神達地区 室内に多量泥水が進入	男児 2 人生埋め	家屋流出、要救助者 3 名 (その後 52 件)
管轄消防本部	大島町消防本部	広島市消防局	熱海市消防本部
受援消防本部の 初動職員数	職員総数 19 名 初動体制 15 名 初動時出動割合 79%	職員総数 1335 名 初動体制 629 名 初動時出動割合 47%	職員総数 88 名 初動体制 44 名 初動時出動割合 50%
受援消防本部の 初動車両台数	車両総台数 6 台 初動体制 4 台 初動時出動割合 67%	車両総台数 216 台 初動体制 92 台 初動時出動割合 43%	車両総台数 16 台 初動体制 9 台 初動時出動割合 56%

オ 119 番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している又は既に対応している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

風水害時には、土嚢の要請や床下浸水等、人命に影響がない 119 番通報が多いことから、「119 番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応しても」と、2 (1) エの項目に限定条件を加えた。

(3) 火災

ア ○件以上の火災が同時に発生している場合

火災件数の設定は、各消防本部の出動計画に規定している出動車両数を基に算定する方法がある。

イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

大規模な火災出動に伴い、他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合も想定しておく必要がある。

3 その他の基準

(1) 119 番通報件数

夜間等のため、災害の全容把握が困難な場合には、119 番通報件数は有効な判断要素の一つになると考える。平成 30 年度、消防庁において 119 番通報件数と緊急消防援助隊要請の関係について検証したところ、過去の災害事例を踏まえれば、3 時間で平時のおおむね 5 日分を超える 119 番通報があれば、緊急消防援助隊の応援要請の目安になるとの結果を得た（別添 4 参照）。しかしながら、本作成例における応援要請の基準は都道府県内応援隊の応援要請も含めた基準としており、119 番通報件数と都道府県内応援隊の応援要請との相関関係について検証できていないこと、また、2（1）エ及び 2（2）エの基準により応援要請の判断をすることで 119 番通報件数を用いた場合より早期に判断を行うことができること等から、作成例において 119 番通報を用いた基準は採用していない。

(2) 特異事案

列車の脱線事故、航空機の墜落事故、テロ事案等、特異な事案に関しては、被害の程度や状況は様々であり、災害初期に具体的な被害状況は把握できないため、事案の状況や被害の人数を応援要請の基準の中で設定すると、かえって要請が遅れる可能性があることから、災害の状況に応じて判断することとした。